

審査基準整理票

処分名	特別児童扶養手当の未支払手当の支払		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）	（条項）	第13条
基準法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）	（条項）	第13条
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・文書の名称 【】・掲載図書等【】・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>特別児童扶養手当の未支払手当の支払については、同法第13条の規定を基準とする。</p>			

参考

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(未支払の手当)

第十三条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第三条第三項各号に該当しない障害児にその未支払の手当を支払うことができる。

【基準法令】

同上

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。